議長	局 長	次 長	局長補佐	係 長	書記

一関市議会 議会運営委員会 記録

会議年月日	令和5年3月15日(水)							
会議時間	開会 午前 9 時 58 分 閉会 午前 10 時 26 分							
場所	全員協議会室							
	委員長 佐 藤 浩 副委員長 岩 渕 優							
出席委員	委員岡田もとみ 委員千田恭平							
	委員千葉大作委員小野寺道雄							
* • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	議長勝浦伸行副議長千葉幸男							
委員外議員 	議員武田ユキ子							
遅 刻	遅刻なし							
早 退	早退なし							
欠席委員	欠 席 なし							
事務局職員	八重樫事務局長、細川事務局次長兼庶務係長、熊谷局長							
事 切	補佐兼調査係長、栃澤議事係長							
出席説明員	千葉総務部長、菅原総務課長							
本日の会議に	(1) 追加付議事件等について							
付した事件								
議事の経過	別紙のとおり							

一関市議会委員会条例第29条の規定により、ここに署名する。

議会運営委員会記録

令和5年3月15日

(午前9時58分開会)

委員長 : ただいまの出席委員は6名であります。

全員の出席ですので、これより議会運営委員会を開会します。

本日の会議は、当局より総務部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可していますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

1の追加付議事件等について、事務局から説明させます。

八重樫事務局長。

事務局長:1、追加付議事件等について御説明いたします。

(1) 市長提案は11件です。

内訳は報告が2件、令和4年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の補正予算が5件、令和5年度の一般会計の補正予算が1件、人事案件が3件です。

3ページに議案件名表を添付してございます。

詳細につきましては、この後、総務部長から説明があります。

次に、(2) 議案審査終了報告が1件です。

2月 21 日の本会議において予算審査特別委員会に審査を付託しました令和5年度一関市一般会計及び特別会計、公営企業会計など予算関連議案13件の審査終了報告で、審査結果は可決すべきものとの報告です。

次に、(3) 討論通告でありますが、通告の締切日は14日、昨日正午までに2件の通告がございました。

予算議案に対する討論で、内訳は反対討論が1件、賛成討論が1件です。

次に、(4) 委員会発議は2件です。

件名、提出者につきましては記載のとおりであります。

なお、議案に対する質疑通告、請願、陳情でありますが、昨日正午までに受理した案件はございませんでした。

追加付議事件等につきましては、以上です。

委員長 : 次に、市長提出議案について、総務部長から説明願います。

千葉総務部長。

総務部長: 3ページの令和5年市議会定例会第102回2月通常会議提出議案件名表(追加)を御 覧いただきたいと思います。

追加提案につきましては、市長提案 11 件でございまして、先ほど事務局長から説明が あったとおりでございます。 それでは、議案の概要を説明いたします。

まず報告第5号、自動車事故に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告については、自動車事故に係る和解及び損害賠償に関し、損害を与えた相手方との和解及び賠償すべき額について、市長専決条例の規定により専決処分しましたので、報告するものであります。

次の報告第6号、道路の管理に係る和解及び損害賠償に関する専決処分の報告については、道路の管理に係る和解及び損害賠償に関し、損害を与えた相手方との和解及び賠償すべき額について、市長専決条例の規定により専決処分したので報告するものであります。

次の議案第24号、令和4年度一関市一般会計補正予算(第17号)につきましては、 食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金の追加、さらにはふるさと応援基金積立 金の増額など所要の補正をしようとするものでありますが、歳出の主な事業内容につい て、補正予算の概要により説明をさせていただきます。

補正予算の概要の5ページを御覧願います。

それでは2款1項3目、企画費のふるさと応援寄附推進費につきましては、想定を上回るふるさと応援寄附が見込まれることから、返礼品等に要する経費を増額するものであります。

次の結婚活動支援事業費については、国庫補助事業の地方負担分に応じた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業として、交付金が算定されたことから、財源振替を行うものであります。

国から追加配分される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、単独事業分として、令和4年度の交付限度額として通知があった額16億5,000万円ほどにつきましては、全て歳入に計上し、歳出予算の財源として計上済みであります。

この国庫補助事業の地方負担分については、このたび3,697万6,000円の交付限度額の通知がありましたことから、本補正予算におきまして、歳入に計上し、歳出において交付限度額の積算の基礎となった事業の一般財源に充当する財源振替を行うものであります。

補正予算ではこれ以降の事業につきましても、この臨時交付金の財源振替が多数ございますので、それについてはその旨のみの説明とさせていただきます。

それでは、次のふるさと応援基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金の見込み額の増に応じて積立金を増額しようとするものであります。

4目、行政総務費の入札契約事務費につきましては財源振替を行うものであります。 6ページを御覧願います。

14 目、体育施設費の新型コロナウイルス感染症対策減収支援交付金につきましては、 新型コロナウイルス感染症の集団接種に伴い、接種会場として使用した期間における利 用料金の減収分として、指定管理者に対し交付金を交付しようとするものであります。

15 目、諸費の消費者保護事業費につきましては、財源振替を行うものであります。 次の国県支出金等返還金につきましては、国県支出金について、過年度分の精算に伴

3款1項3目、老人福祉費の一関地区広域行政組合分担金(介護保険事業分)、それか

う返還金であり、精算額を返還するため増額しようとするものであります。

ら3款2項1目、児童福祉総務費の児童福祉施設等感染症対策支援事業費及び7ページの一番上の保育所等ICT化推進事業費につきましては、財源振替を行うものであります。

次の4款1項2目、予防費の個別予防接種事業費につきましては、実績見込みによる 減額及び財源振替であります。

5目、環境衛生費の浄化槽設置整備促進事業費及び2項1目、清掃総務費の一関地区 広域行政組合分担金(ごみ、し尿処理分)ですが、これにつきましては実績見込みによ り減額しようとするものであります。

次に、6款1項3目、農業振興費の肥料価格高騰対策給付金につきましては、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対し、前年度から増加した肥料費について給付金を給付しようとするものであります。

8ページを御覧願います。

5目、畜産業費の食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業費補助金につきましては、国の補正予算に基づく県の補助を活用して、畜産物の輸出拡大を図るため輸出対応型畜産物処理施設の整備に要する経費に対し、補助しようとするものであります。

次の畜産環境対策総合支援事業費補助金につきましては、国の補助を活用し、畜産経営者が行う豚舎の環境対策に必要な施設の整備に要する経費に対し補助しようとするものであります。

7目、農地費の多面的機能支払交付金につきましては、実績見込みにより減額しようとするものであります。

7款1項2目、商業振興費の中小企業振興資金臨時利子補給補助金及び次の岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給補助金につきましては、本議会で条例の廃止を提案しております新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金につきまして、残高を繰入し、財源振替を行うものとするものであります。

9ページを御覧願います。

新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給等基金積立金につきましては、基金残高を歳入に繰入れするに当たり、銀行預金としての運用から生じた利子を一旦基金に積み立てるため追加しようとするものであります。

10 款 2 項、小学校費の 1 目、学校管理費の学校保健特別対策事業費、10 款 3 項、中学校費の 1 目、学校管理費の学校保健特別対策事業費及び 10 款 4 項 1 目、幼稚園費の幼稚園保健特別対策事業費につきましては財源振替を行うものであります。

そのほか補正予算の概要に記載していない歳出についてでございますが、2款1項9目、地域振興費の市営バス事業特別会計繰出金、3款1項1目、社会福祉総務費の国民健康保険特別会計事業勘定繰出金、それから3目の老人福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金、それから4款1項1目、保健衛生総務費の国民健康保険特別会計直営診療施設勘定繰出金については、それぞれ実績見込みによりまして増額または減額しようとするものであります。

歳入及び繰越明許費についてはこの場での説明は省略させていただきます。

次に、件名表にお戻りいただきまして、議案第25号でございます。

令和4年度一関市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、まず事業勘

定においては、一般被保険者療養給付費の増額など、それから直営診療施設勘定においては、新型コロナウイルスワクチン接種の実施に伴う補助金の計上など所要の補正をしようとするものであります。

次の議案第26号、令和4年度一関市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)については、一般管理費及び徴収費の増額について、所要の補正をしようとするものであります。

次の議案第27号、令和4年度一関市市営バス事業特別会計補正予算(第1号)については、長期債利子の増額について、所要の補正をしようとするものであります。

次の議案第28号、令和4年度一関市水道事業会計補正予算(第1号)については、電気料金の高騰に伴い、水道施設運転管理等業務委託料について増額しようとするものであります。

次の議案第29号、こちらは令和5年度一関市一般会計補正予算(第1号)でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の追加、それから施設型給付費等支給事業費の増額など所要の補正をしようとするものであります。

こちらについても歳出の主な内容について、補正予算の概要により説明をさせていた だきます。

こちらについては、令和5年度一関市一般会計補正予算の概要の2ページを御覧願います。

それでは2款1項3目、企画費のTGCteenICHINOSEKI2023推進委員会負担金につきましては、TGCteenICHINOSEKI2023関連イベントの開催に係る推進委員会への負担金を増額しようとするものであります。

次の9目、地域振興費のタクシー利用促進事業費補助金につきましては、タクシー事業者が実施するプレミアムつきタクシー乗車券の発行に要する経費に対し補助しようとするものであります。

3款2項1目、児童福祉総務費の第3子以降保育料補助金から、3ページとなりますが、上から4つ目、5目のこども園費の職員給与費まで、こちらについては、岩手県の令和5年度当初予算におきまして、子育て応援に係る新たな補助金が計上され、これを活用し、3歳未満児の第2子以降の保育料を無償化するために伴う、財源振替または事業の追加を行う補正でございまして、戻りまして2ページの下から2つ目、3款2項1目、児童福祉総務費の第3子以降保育料補助金については、県補助金の充当により財源振替を行うものであります。

次の第2子保育料補助金については、県の補助を活用した新規事業であり、第2子の保育料を免除した認可外保育施設に対し、免除の所要額を補助しようとするものであります。

3ページを御覧願います。

子育て応援在宅育児支援給付費につきましても、県の補助を活用した新規事業であり、 育児休業を取得せず、生後2か月から3歳未満の第2子以降の子供を在宅で養育する世 帯に対し支援金を給付しようとするものであります。

2目、児童措置費の施設型給付費等支給事業費については、県の補助を活用し、私立 の保育園、認定こども園などについて、第2子の保育料を無償化するため、増額しよう とするものであります。

4目、保育所費の職員給与費及び5目、こども園費の職員給与費につきましては、一関市立の保育園及び認定こども園においても、第2子の保育料を無償化することに伴い、財源振替を行うものであります。

それから4款1項2目、予防費の会計年度任用職員給与費につきましては、この後に 説明いたします令和5年度における新型コロナウイルスワクチン接種の実施に必要とな る看護師及び事務補助職員を雇用するため、増額しようとするものであります。

次の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費につきましては、令和5年度に おきましても、ワクチン接種を切れ目なく継続するため、必要な接種体制を確保しよう とするものであります。

次の新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、新型コロナウイルス感染症による重症者を減らすため、65歳以上の高齢者や重症化リスクの高い人などに2回、その他の接種対象に1回の接種を行うものであります。

4ページを御覧願います。

5款1項3目、雇用対策費の就職氷河期世代就労移行訓練事業費につきましては、就職氷河期世代の就労を支援するため、就労移行訓練事業やセミナーの開催、それから就業体験ツアーを実施しようとするものであります。

歳入については、この場での説明は省略させていただきます。

件名表にお戻りいただきまして、議案第30号から第32号、人権擁護委員の推薦につきましては、令和5年6月末日をもって任期満了となる2名及び欠員が生じた1名の人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案の説明は以上であります。

このほか、教育委員会から教育行政報告をしたいので御配慮をお願いいたします。 以上です。

よろしくお願いいたします。

委員長 :質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 : 次に、2の審議要領等について事務局から説明願います。 八重樫事務局長。

事務局長:審議要領等について御説明申し上げます。

4ページの議事日程第5号(案)を御覧ください。

日程第1、議案第4号から日程第13、議案第22号までの13件を一括議題とし、予算 審査特別委員会委員長の報告を行います。

反対討論通告のある議案は、第 11 号から第 13 号の 3 件で、賛成討論通告は 13 件全てです。

なお、委員長報告の後、質疑は先例により省略いたします。

採決の区分ですが、まず、議案第4号、第11号、第12号、第13号、以上4件を個別で、次に、議案第14号から第22号、以上9件を一括で採決します。

以上で、予算審査特別委員会の付託議案については終了となります。

日程第14、議案第2号から日程第21、議案第23号までの8件は、2月21日の本会議 におきまして上程した議案です。

まず、日程第14、議案第2号から、日程第20、議案第9号まで、以上7件を一括議題 とし、質疑、討論を行い、採決は個別に行います。

次に、日程第21、議案第23号を議題とし、質疑、討論、採決を行います。

日程第22、報告第5号から日程第32、議案第32号までの11件は、先ほど御説明申し上げました追加議案であります。

まず日程第22、報告第5号及び日程第23、報告第6号の2件を一括議題とし、報告を 求めます。

質疑を行い、報告が終わり、採決は行いません。

次に、日程第24、議案第24号から日程第28、議案第28号までの5件を一括議題とし、 提案理由及び補足説明を求め、質疑、討論を行い、採決は個別に行います。

次に、日程第 29、議案第 29 号を個別の議題として、提案理由及び補足説明を求め、 質疑、討論、採決を行います。

日程第30、議案第30号から日程第32、議案第32号まで、以上3件は人事案件でありますので、ここで議案配付のために休憩を一旦いたします。

議案配付後、議長より除斥対象となる議員は申出されるよう発言いたしますので、議員はそれぞれ確認していただいて、除斥となる場合は申出をしていただき、再開後、対象となる議案の際に議長より除斥を宣告します。

こちらの3件の議案は、個別の議題とし、それぞれ提案理由の説明を求めたのち人事 案件ですので、先例により質疑を省略し、採決を行います。

次に、日程第33、発委第1号及び日程第34、発委第2号の2件を個別の議題とし、それぞれ提案理由を求め、質疑、討論、採決を行います。

次に、日程第35号、議員の派遣についてお諮りいたします。

なお、発議に対する討論についても事前に通告していただくこととしていますので、 討論される場合は、本日の午後4時までに通告をお願いいたします。

以上が、議事日程第5号案になります。

審議要領等につきましては以上でございます。

よろしく御協議のほうお願いいたします。

委員長 :質疑を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 :以上で、質疑を終わります。

審議要領等については、ただいまの説明のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、ただいまの説明のとおり運営することといたします。 千葉総務部長には、お忙しいところ御出席いただき、ありがとうございました。

(総務部長退席)

委員長 : 次に、その他に入ります。

(1) 6月通常会議日程案について事務局より説明させます。 八重樫事務局長。

事務局長:(1) 6月通常会議日程(案)について説明いたします。

お配りしています資料の6ページの6月通常会議日程案をお開きください。

開会通知日を5月30日、火曜日とし、同日正午が会派別質問者数通告締切りとなります。

また、正午から一般質問の受付開始となります。

一般質問通告締切りは、翌々日の6月1日、木曜日の正午になります。

また、この日までにヒアリングをしていただきますように御協力のほうお願いいたします。

6日、火曜日の午前10時から議会運営委員会を開催し、議案発送を行います。

13 日、火曜日に本会議を開催し、15 日、木曜日、16 日、金曜日、19 日、月曜日の3日間が一般質問となります。

22日、木曜日は議会運営委員会、23日、金曜日は本会議最終日となります。 以上^が、6月通常会議の日程案でございます。

委員長 : 次に、(2) 令和5年度年間予定について事務局から説明させます。 八重樫事務局長。

事務局長:(2) 令和5年度年間予定についてでありますが、資料のほうはその後の7ページ、8ページになります。

これは御覧いただくだけでございますが、こちらはあくまでも現時点での予定であります。

変更がある場合も十分あり得ますので、その辺は御理解をいただきたいと思います。 今後、会派等の行事等を組み立てる際に御利用いただければと思います。

委員長 : 次に、(3) 地方自治法の改正について、事務局から説明させます。 八重樫事務局長。

事務局長:地方自治法の改正についてでありますが、今般、地方自治法及び地方自治法施行令の 改正によりまして、地方議員の兼業禁止要件が緩和されております。 具体的な内容についてでございますけれども、これまでは自治体と取引がある個人事業主は議員を兼務できなかったところですが、法改正によりまして、年間取引額が 300 万円以下であれば、議員との兼務が可能となったところであります。

これは議員の成り手不足の解消に向けた対策の一環ということでございます。

ただし、国会審査の際には請負状況の透明性を確保するといった附帯意見がつけられたところでありますし、総務大臣通知におきましても、条例などを定めて請負の概要を公表する旨の助言があったところであります。

これを受けまして、全国市議会議長会では市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の例を作成し、各市議会に示しております。

なお、奥州市議会では早速3月定例会においてこの条例を議員発議し可決したとの情報がございました。

当市議会といたしましても、県内他市議会の状況なども踏まえながら条例整備について検討を進めていく必要があるものと考えておりますので、まずは会派等におかれまして、法律の改正内容、全国市議会議長会が作成した条例案などについて、御確認をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員長 : この件については、後日改めて協議いたしますので、各会派等で御検討をお願いいた します。

本日の委員会の協議事項は以上ですが、ほかに委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なお、本日の協議事項につきましては、各会派等へお持ち帰りの上、御報告をお願い いたします。

> 以上で、本日の委員会を終了いたします。 お疲れさまでした。

> > (午前10時26分終了)